

宮城県テック系スタートアップ 企業立地促進奨励金

宮城県では、県内ものづくり企業との大きな相乗効果が期待される東北大学発等のテック系スタートアップを支援しています。

スタートアップの設備投資にかかる費用を軽減するため、県内で新たに工場等を開設するスタートアップに対して「宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金」を交付します。

1. 交付対象となる企業 ①～③のすべてに該当する企業

- ① 「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城」（テクスタ宮城）の支援対象スタートアップに該当する企業で、**設立から15年以内の企業**
- ② テクスタ宮城の構成員であるベンチャーキャピタル（VC）等から、**投下固定資産の原資として新たに出資を受ける企業又は過去5年以内に出資を受けている企業**
- ③ 半導体、医療、バイオ、素材、宇宙技術、電気電子技術等、特定の**自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術を用いた事業**であって、**技術開発要素のある事業を行う企業**

2. 交付内容

①投下固定資産等奨励金（交付限度額5,000万円）

投下固定資産額と、開設日から1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額に、それぞれ下記の交付率を乗じた金額の合計額

奨励金交付率		交付限度額
投下固定資産	賃借料	
1/10	1/3	5,000万円 ※

※VC等から受けた出資の資金使途に投下固定資産等の原資が含まれない場合は、交付限度額は1,000万円とする。

※VC等から受けた出資額が5,000万円（1,000万円）を下回る場合は、交付限度額は当該出資額を上限とする。

②雇用奨励金（交付限度額1,000万円）

開設日から1年経過日の新規雇用者数に下記奨励金額を乗じて得た額（2年及び3年経過日も、前年度から増加した人数に応じて交付）

新規雇用者数	奨励金額		交付限度額
3人以上	1人につき 30万円	（県内教育機関新卒者の場合60万円） （雇用期間の定めのある労働者は15万円）	1,000万円 × 3年

※投下固定資産等奨励金と雇用奨励金について、両方の交付が可能です。

例①：投下固定資産額1億円＋開設日から1年後に県内教育機関新卒者が10人採用されている

→1,000万円＋600万円＝1,600万円

例②：投下固定資産額1億円＋1年間の土地賃借料1,200万円＋開設日から1年後に常時雇用者が5人採用されている

→1,000万円＋400万円＋150万円＝1,550万円

3. 交付の要件

①投下固定資産等奨励金

新設した工場等に係る投下固定資産相当額※ が1,000万円（政令市及び中核市を除く市町村に新設する場合は150万円）を超えること

※開設日の翌年1月1日における投下固定資産額（家屋・償却資産に限る）

※土地・建物・設備機器賃借料の5年分相当額

②雇用奨励金

対象となる事業所の開設日から1年（若しくは2年、3年）経過した日に常時雇用者3人以上雇用していること

4. 手続きの流れ

①奨励金対象工場等の指定申請

工場等開設の30日前までに以下の書類の提出が必要となります。

- ・奨励金対象工場等指定（変更）申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・企業の概要を明らかにする書類
- ・工場等の図面
- ・最近3年分の事業報告書及び決算書
- ・VC等との投資契約書等の写し及び入金が確認できる資料
- ・登記事項証明書及び定款の写し
- ・その他県が求めるもの

②－1 投下固定資産等奨励金の交付申請

開設の翌年4月1日以降の知事が指定した日までに以下の書類の提出が必要となります。

- ・投下固定資産等奨励金交付申請書（様式第4号）
- ・開設日の翌年の1月1日における固定資産評価証明書
- ・開設日から起算して1年間の土地、建物、設備機器にかかる賃貸借契約書の写し

②－2 雇用奨励金の交付申請

開設日から1年を経過した日（3年まで）以降の知事が指定した日までに以下の書類の提出が必要となります。

- ・雇用奨励金交付申請書（様式第5号）
- ・常時雇用者一覧表（様式第6号）または雇用者一覧表（様式第8号）
- ・雇用状況を確認することができる書類
- ・雇用保険への加入状況を証する書類
- ・その他県が求めるもの



奨励金の交付決定日から5年以内に当該工場等の営業を中止、廃止、縮小などの事実が発生した場合は、奨励金の返還を求める場合があります

